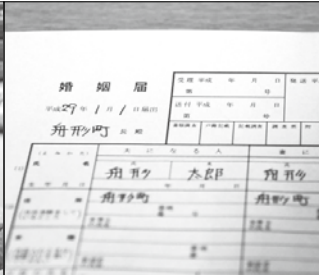
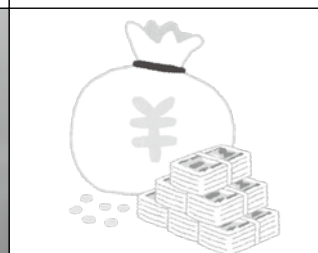


舟形町のうごき

●人口 5,512人 (前年5,613人)
●世帯数 1,884世帯 (前年1,883世帯)

			
●出生 23人 (前年29人)	●婚姻 12組 (前年14組)	●転入 86人 (前年96人) ●転出 107人 (前年133人)	●死亡 103人 (前年116人)
			
●人口密度 46.3人/km ² (前年47.2人/km ²)	●世帯 2.9人/世帯 (前年3.0人/世帯)	●小学校児童数 244人 (前年262人) ●中学校生徒数 139人 (前年126人)	●65歳以上人口 2,082人 37.78% (前年2,022人 36.0%)
			
●工業総出荷額 48億2749万円 (H27.1.1～H27.12.31)	●農家戸数 603戸 (前年606戸) 農業共済細目書より	●経営耕地面積 1,768.3ha (前年1,768.5ha) 農家台帳より	●舟形若あゆ温泉利用者数 102,616人 (H29.10.1現在) (前年139,821人)
			
●水道普及率 99.4% (前年99.4%)	●水洗化率 86.5% (前年86.3%)	●町の歳入 (一般会計) 56億503万円 (H28決算) (前年58億3,270万円)	●町の歳出 (一般会計) 53億819万円 (H28決算) (前年55億6,227万円)
			
●消防団員 415人 (前年418人)	●火災 5件 (前年1件)	●救急車出場 195件 (前年319件)	●交通事故 22件 死亡0人・負傷27人 (前年10件)

町県民税・所得税の申告がはじまります

《町県民税 (住民税) の申告が必要な方》

平成30年1月1日現在、舟形町に住所がある方または住所がなくても生活の根拠がある方で

- ①勤務先で年末調整をしていない方
 - ②平成29年途中で退職した方
 - ③勤務先を変えた方で、前職分の所得を会社に報告していない方
 - ④2ヵ所以上から給与、報酬などを受けた方
 - ⑤給与以外の所得がある方 (給与以外の所得が20万円以下であっても住民税の申告は必要です。)
- ※平成23年分から、公的年金収入が400万円以下で、それ以外の所得金額が20万円以下の方の場合、確定申告の必要はなくなりましたが (還付を受ける申告はできます。)、住民税の申告は必要です。
- 給与と所得のみの方で年末調整済の方は、町県民税の申告は必要ありません。
 - 直接税務署に確定申告をされた方は、町県民税も併せて申告したものとみなされます。

収入のない方でも、申告をしないと国民健康保険税の軽減措置や福祉施策などを受けられなくなる場合がありますので、ご注意ください。

《確定申告が必要な方》

- ①事業所得 (営業・農業・その他の事業所得) や不動産所得がある方で、平成29年中の所得の合計額が基礎控除、その他の控除の合計額を超える方
- ②土地や建物の売却による所得がある方
- ③雑損控除や医療費控除※1、寄付金控除※2を受けようとする方
- ④給与所得者で平成29年中の
 - 給与収入が2,000万円を超える方
 - 給与を2ヵ所以上の事業所から受けている方
 - 給与以外の所得が20万円を超える方

《申告の際に持参するもの》

- ①印鑑
- ②源泉徴収票などの収入のわかるもの
- ③営業、農業、その他の事業所得があった方は、帳簿書類、通帳等の収入・支出のわかるもの
- ④雑損控除、医療費控除、寄付金控除等を受ける方は、その支出のわかる領収書等
- ⑤一般の生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、地震保険料等の領収書・証明書 (医療費の領収書等は集計して持参ください)
- ⑥マイナンバーが確認できるもの (個人番号カードまたは通知カードなど) と、本人確認ができるもの (運転免許証や健康保険証など)

※1 医療費控除…セルフメディケーション税制による医療費控除を受けようとする方は、領収書と定期検診の結果通知表などの一定の取り組みを行なったことを明らかにする書類が必要です。

※2 寄付金控除…ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けた方でも、ふるさと納税先が5団体を超える場合や、医療費控除などで確定申告を行う場合には、この特例を適用したふるさと納税を含め、すべてのふるさと納税を確定申告書に記載することが必要です。

《平成29年分 申告相談日程表》

相談日	町内名	時間	場所	相談日	町内名	時間	場所
2/5 (月)	実栗屋、瀬脇、横山、真木野、新堀、西又、松橋	13:00～16:30	農村環境改善センター 2階研修室	2/14 (水)	舟形第1・2、大平、小松	9:00～12:00	役場 3階会議室
2/6 (火)	堀内、洲崎	9:00～12:00			経壇原、舟形第3、太折、向山	13:00～16:30	
2/7 (水)	富田第1・2	13:00～16:30		2/15 (木)	一の関、舟形第4	9:00～12:00	
	長者原、福寿野、馬形	9:00～12:00			紫山、木友、鼠沢	13:00～16:30	
2/8 (木)	野、幅、長尾	9:00～12:00	生涯学習センター 2階多目的集会室	2/16 (金)	沖の原、西堀	9:00～12:00	
2/9 (金)	内山、長沢第1	13:00～16:30			2/17～3/15 (土・日除く) 町県民税申告・確定申告	9:00～16:30	役場 3階会議室
	長沢第2・3	9:00～12:00					

申告の期限は平成30年3月15日 (木) です

▼問い合わせ／舟形町住民税務課税務係 ☎ (32) 2111 (内線315・317)